

文 書 番 号	人事課_013
発 行 日	2022/4/1
版	1 2

**徳島赤十字病院
看護学生奨学金貸与規程**

承認	起案
後藤	山本

徳 島 赤 十 字 病 院

徳島赤十字病院看護学生奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、看護師及び助産師養成学校に在学する学生（以下「学生」という。）に対し、在学中に必要な学費の一部を奨学金として貸与し、看護学生の修学を支援することを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 奨学金貸与の対象となる者は、養成学校の最終学年に在籍し、成績優秀である希望者の内、看護師又は助産師の資格を取得し、卒業後、直ちに看護師又は助産師として徳島赤十字病院において業務に従事する意思のある学生とする。

(奨学金の貸与額)

第3条 奨学金の貸与額は、養成学校において修学するのに必要な資金の一部として年額60万円（月額5万円）以内とする。

(奨学金の貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、養成学校の学則に定める正規の在学期間内とする。

(貸与申請および決定)

第5条 奨学金の貸与を希望する者は、奨学金貸与申請書（様式1号）、奨学金返済計画書（様式2号）等、次に掲げる書類を徳島赤十字病院長に提出し、書類選考に合格した者は適性検査及び面接を受けるものとする。申請書の提出期日は、毎年、臨床研修看護師応募書類の締切日と同日とする。

（1）履歴書（当院指定）・成績証明書・在学証明書・健康診断書等

（2）在籍する学長の推薦状

（3）奨学金貸与申請書（様式1号）

（4）奨学金返済計画書（様式2号）

2 奨学金貸与の可否については、面接試験により決定することとし、結果は次の書類をもって申請者に通知するものとする。

（1）奨学金貸与決定（却下）通知書（様式3号）

(連帯保証人)

第6条 奨学金の貸与を希望するものは、連帯保証人2名を立て、学生と連帯して債務を負担するものとする。

- 2 連帯保証人について1名は父母（父母が共にいない場合は、兄弟姉妹又はこれに代わる者）とし、独立の生計を営む者でなければならない。
- 3 1名は前項以外で独立の生計を営んでいる者とする。
- 4 連帯保証人が何らかの事情により、連帯保証人資格を失った場合は、直ちに連帯保証人変更届（様式4号）を提出しなくてはならない。

（奨学金の送金および借用証書の届出）

第7条 奨学金は、原則として毎月16日に交付する。ただし、その日が休日（土曜日を含む）に当たるときは、その日前において、その日の最も近い休日（土曜日を含む）でない日に交付する。また、奨学金を受理した後は、その都度、速やかに奨学金借用証書（様式5号）を提出する。

（奨学金貸与の停止）

第8条 奨学金の貸与を受けた者が休学した場合は、休学した日の属する月の翌月分から就学した日の属する前月分まで、奨学金の貸与を停止するものとする。

（奨学金の再開）

第9条 休学中の者が復学し奨学金の貸与を再開しようとする時は、事前に院長の承認を得るものとする。

（奨学金の返済）

第10条 奨学生は、原則として卒業後3年以内に、返済計画書に基づき、貸与した奨学金を全額返済しなければならない。但し、院長は奨学生に特別な事情がある場合は、返済期間を延長することができる。

- 2 返済計画の実行を期するため、具体的な返済の額及び方法等については、返済の義務が生じたときは、速やかに院長と奨学生が相互確認するものとする。
- 3 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、院長は貸与を打ち切り又は停止するものとし、奨学生は既に貸与した奨学金を、全額返済しなければならない。この場合は、返済計画書にかかわらず具体的な返済の時期及び方法を院長と奨学生が協議して定めるものとする。
 - （1）自己の都合により奨学生を辞退したとき。
 - （2）自己の都合又は病気等により退学したとき。
 - （3）学則の定めにより退学を命ぜられたとき。
 - （4）学業途中において、奨学生として適正を欠き、又は就学成績が著しく不良等で奨学生としてふさわしくないと認められたとき。
 - （5）休学の事由が、服務に耐えないと認められる場合。

(利子)

第 11 条 奨学金の貸与に対し、利子は課さない。ただし、定められた返済が遅滞したときは、延滞利息を課すものとする。

2 延滞利率については、別に定める。

(奨学金返済の免除)

第 12 条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、奨学金返済の債務を免除するものとする。

(1) 奨学生が卒業後、別に定める条件に該当した場合は、院長は奨学金の一部又は全額の返還を免除することができる。

(2) 死亡、又は業務に起因する事由により、就労不能となった場合。

(その他)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与について必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

徳島赤十字病院看護学生奨学金貸与規程細則

徳島赤十字病院看護学生奨学金貸与規程に基づき、次のとおり必要事項について細則を定める。

(対象者の就労希望の確認)

第1 院長は、労働基準法に定める就労者の就労先の選択権利を尊重する必要があることから、卒業見込時において、奨学生に対し本院への就労希望の有無を確認する。

(延滞利息の利率)

第2 規程第11条2項に定める延滞利息については、当該返還すべき日の翌日から返還日までの期間の日数に応じ、返還すべき額100円につき年1%の割合で計算した額を徴収するものとする。

(奨学金の返済免除の要件と免除額)

第3 規程第12条に定める、卒業後における返済免除は、「卒業後直ちに看護師または助産師の資格を取得し、本院に一定期間以上就業した場合に適用する」ととし、その要件と免除額は次のとおりとする。

(1) 徳島赤十字病院において、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間、勤務を行ったとき。

なお、育児休業期間及び1ヶ月以上の休職期間は、勤務期間から除算する。

(2) 貸与期間の2倍未満で退職した場合は、残勤務年数を月割りで返還する。

算出式：貸与額×(貸与期間月数－勤務月数÷2)÷貸与期間月数

(3) 上記の定めにかかわらず、休職等勤務できない状況に至った場合は、その状況が真に止むを得ない事情と認められ、かつ、継続勤務の意思がある場合は、院長と奨学生が真摯に協議し、返済額及び返済方法を決定することとする。

2 前項の適用を受ける場合は、対象者は就業が決定した後、(様式6号)の奨学金返済免除申請書を院長に提出する。院長は、同申請を審査し、返済免除の諾否を対象者に通知する。

(令和8年度) 徳島赤十字病院 臨床研修看護師 募集要項

1. 臨床研修看護師制度の概要

(目 的) 新人看護師が臨床現場に順応し、基本的な臨床看護実践力を修得することができる。

(期 間) 1年間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

(方 法) 1年間のスーパーローテーション方式と集合研修を組み合わせた研修プログラム。

①スーパーローテーションでの研修

希望する外科系・内科系病棟と、救命救急、ICU、手術室、救急外来をローテーションする。

②希望科での研修（2ヶ月）

学びたい看護が研修できる病棟を選択する。

③助産師研修コース

助産師免許取得者は、希望により助産師研修コースを12月に選択することができる。

(研修内容)

- 赤十字講習－救急法、健康生活支援講習、幼児安全法、災害看護など
- 専門・認定看護師による講義－救急看護、感染管理、医療安全、フィジカルアセスメントなど
- 技術演習

2. 応募資格
- ①令和8年3月看護師、助産師養成施設卒業見込で免許取得予定の者のうち、看護の職歴経験がない者
 - ②看護師、助産師の免許を取得済みで、看護の職歴経験がない者
- 上記①②いずれかを満たす者

3. 募集人員 35名程度

4. 応募方法
- ① 受付期間 令和7年4月7日（月）～4月25日（金）消印有効
 - ② 応募書類
 - (1) 履歴書（当院指定様式・ホームページからダウンロードしてください。）
※自筆、携帯電話の番号・メールアドレスを記載
※一人暮らしの方は、現住所以外の連絡先（実家等）も記載してください。
※応募締切後、適性検査の案内を履歴書に記載のメールアドレスあてにお送りします。確実に受信可能なアドレスを記載してください。
(キャリアメールでは受信できない場合があります)
 - (2) 成績証明書（助産師課程の者は看護師課程の分も提出のこと）
 - (3) 卒業見込証明書
 - (4) 長形3号返信用封筒（氏名、住所記載のこと）※切手不要
 - ③ 提出方法 特定記録にて郵送又は持参
 - ④ 病院見学 ご相談に応じます。

提出された応募書類（個人情報）は「日本赤十字社の保有する個人情報保護規程」に基づき適切に取り扱います。返却はできませんので、予めご了承ください。

5. 試験日 令和7年6月2日（月）
- ・応募者が多数の場合には6月3日（火）を試験日に追加いたします。
 - ・開始時間等詳細については、別途ご連絡いたします。
 - ・試験を辞退される場合は事前にご連絡ください。

6. 選考方法 第一次試験 書類選考、適性検査（5月中旬頃に結果を発送）
 第二次試験 面接試験（第一次試験合格者に対して実施する。試験後、翌週中に結果を発送）

7. 待 遇 ① 基本給 257,100円（大学卒）
 253,100円（専門学校・短大3年卒）
 249,400円（2年課程卒）
 ② 賞 与 年2回（夏期・冬期）
 ③ 諸手当 特殊勤務手当10,000円／月
 通勤・住居・時間外・深夜手当等あり
 ④ 勤務形態 3交替制
 ⑤ 休日、休暇 週休2日制、有給休暇 年間24日
 ⑥ 福利厚生 社会保険、互助会あり、寮なし、院内保育所あり

8. 応 募 先 〒773-8502 徳島県小松島市小松島町字井利ノ口103番
 徳島赤十字病院 事務部 人事課
 TEL : 0885-32-2555（内線3416）
 FAX : 0885-32-6350
 E-mail : [jinji@tokushima-med.jrc.or.jp](mailto:jinja@tokushima-med.jrc.or.jp)（問い合わせ先）